

Title	ハルデンベルクと「国民代表制」の問題について
Sub Title	Hardenberg und das Problem einer Volksvertretung in Preussen
Author	東畑, 隆介 (Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.4 (1972. 4) ,p.23(415)- 40(432)
JaLC DOI	
Abstract	<p>In dieser Abhandlung sucht der Verfasser, Hardenbergs Gedanken und Plane zur Errichtung einer preussischen Nationalvertretung in den Jahren 1810/11 darzustellen. In der im September 1807 verfassten Rigaer Denkschrift billigte Hardenberg die Grundsätze der französischen Revolution als zeitgemäss und plante die Errichtung einer aus alien Ständen zusammengesetzten Nationalrepräsentation, um die Nation mit der Staatsverwaltung in nahere Verhältnisse zu bringen. Die Nationalrepräsentation wurde jedoch nur als Werkzeuge der Regierung angesehen, die die öffentliche Meinung an den Regierungskurs banden. Sie sollte nur beratend sein und kein Entscheidungsrecht für ihr vorgelegte Vorschläge haben. Auch in seinen Finanzplänen im 1810 Jahre wurde der konsultative Charakter der Repräsentation hervorgehoben. Das Finanzedikt von 1810, das die baldige Eröffnung der Nationalrepräsentation in Aussicht stellte, rief die standische Opposition hervor. Die Stände, besonders die von Marwitz geführten Kurmarkischen Stände, forderten, unter Berufung auf den Landtagrezess von 1653, dass die im Staatsinteresse notwendigen Massnahmen nur durch eine Vereinbarung der Regierung mit den alten Provinzialständen getroffen würden. Hardenberg versuchte, der standischen Opposition mit gewaltsamen Eingreifen bzw. mit diplomatischen Nachgeben zu begegnen. Während er Marwitz und Finckenstein, die Führer der Kurmarkischen Stände, verhaftete und auf die Festung nach Spandau schickte, machte er den Ständen Zugeständnisse, die mit seinen ursprünglichen Absichten schwer vereinbar waren. Damit scheiterte seine Repräsentationsversuche. Man kann seinem nachgebenden Charakter den Misserfolg einer Nationalrepräsentation in Preussen zuschreiben. Er gab manchmal seine Grundsätze preis, um nur in guten mit alien auszukommen. Aber nicht nur dadurch erklärt sich das Scheitern seiner Repräsentationsversuche. Zuletzt war es doch sein absolutistisches Staatsempfinden, das seine Repräsentationsversuche lahmlegte. In der Nationalrepräsentation sah er nur ein Instrument, das er für geeignet hielt, den absolutistischen Staat zu stärken. In solchem absolutistischen Staatsgedanken ist die letzte Ursache des Misserfolgs von seinen Repräsentationsversuchen zu sehen.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720410-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハルデンベルクと「国民代表制」の問題について

東 畑 隆 介

従来、プロイセン改革の問題は、ドイツの史学会においては、主としてシュタインと彼の改革の問題に関心が集中する反面、ハルデンベルクと彼の改革の問題はとりあげられることが少かつた。⁽¹⁾この理由としては、次のようなものが挙げられよう。第一に、シュタインの改革は改革事業の初期の段階にあたり、しかもその大半が未完成なものにとどまつたため彼の改革にはハルデンベルクのそれに比べて、より多くの可能性と理想主義的な香りとが含まれていた。これに反して、理想を現実化する段階にあつたハルデンベルクの改革は、シュタインのそれよりも厳しい抵抗に直面し、限られた選択しか許されなかつたため、彼の改革には、初期の改革を彩つた理想主義的な香りが失われ、魅力の薄いものになつた。第二に、シュタインがドイツに固有の歴史的、伝統的な制度を尊重する精神の持ち主であつたのに対して、ハルデンベルクはそのような伝統的の制度に何らの愛着もたない合理的な精神の持ち主であつた。ナショナリスティックな傾向の強いドイツの歴史家にとつて、ドイツ的な伝統や制度を尊重する前者の傾向の方が、より好ましいものであつたものと考えられる。第三に、シュタインが強い意志をもつた道徳的政治家で、一度決心したことを徹底的に実行しようとしたのに対して、ハルデンベルクはより現実的、妥協的な政治家であつたため、強い抵抗に直面すると、改革の原則を犠牲にするような譲歩をすることを厭わなかつた。このような彼の性格は第一に挙げた理由と重つて、彼の改革をシュタインのそれよりも魅力の薄いものにしてしまつたことは否定出来ない。しかし、プロイセン改革が「シュタイン・ハルデンベルクの改革」と

いわれるように、その大部分はシュタインからハルデンベルクに引き継がれて遂行せられたのであり、従つて、プロイセン改革を全体として理解するためには、ハルデンベルクと彼の改革の問題を無視することは出来ないであろう。こうした理由から、本稿では、ハルデンベルクと彼の改革の一環としての「国民代表制」の問題をとりあげ、ドイツ初期議会政治の問題を説明することを意図している。

(1) 例えば、シュタインの伝記がペルツに始まつてゲルハルト・リッターに至るまで、一つの学説史的興味を唆るほど多数刊行されているのに対して、ハルデンベルクの本格的な伝説は、一九六七年にティーレンによつて書かれるまでは、無かつたといつても過言ではない。Peter G. Thielen, Karl August von Hardenberg 1750-1822, Köln und Berlin 1967.

一、「リガ覚書」の代表思想

「国民代表制」の問題を含むハルデンベルクの初期の改革思想は、彼が一八〇七年に執筆した有名な「リガ覚書」⁽¹⁾を通じて知ることが出来る。

「リガ覚書」の冒頭でハルデンベルクはフランス革命に言及し、それがフランス人に全く新しい精神的な高揚を与えたと革命を高く評価し、「旧態に固執し、革命によつて有効となつた諸原則を厳しく迫害することによつて、革命に最も安全に対抗出来るという妄想は、とりわけ、革命を助成し、それを絶えず拡大させることに貢献してきた。これら諸原則の力は極めて偉大で、一般に認められ、普及しているから、それらを認めない国家は没落するか或いはそれらを強制的に受け入れざるを得ない」と革命の諸原則をとり入れた急進的な改革の必要を説いている。しかし、プロイセンの改革の指導原理はフランス革命のそれと違つて、「政府の知慧によつて、内外からの暴力的な衝撃によらないで、人間性を高めると

いう偉大な目的へと直接導く、良い意味での革命⁽³⁾であり、「君主制的統治内での民主主義的諸原則」⁽⁴⁾こそ、現在の時代精神に適合した形態であるということになる。

このようにプロイセンの革命の指導原理が述べられた後、「民主主義的諸原則」として、「可能な限りでの自由と平等⁽⁵⁾、すなわち、「公民の自然的な自由と平等とを彼等の文化の段階及び彼等自身の福祉が要求する以上に制限しない君主国の賢明な立法に則した自由と平等⁽⁶⁾」が挙げられている。次いで平等に関しては、「貴族とその他の階級とを引き離している隔壁⁽⁷⁾」の除去が必要だと述べられ、貴族については、貴族による公職の独占の廃止⁽⁸⁾、貴族の血統に代つて、国家への優れた功績が貴族階級への昇格の唯一の規準となること⁽⁹⁾、貴族の独占的騎士領所有の廃止⁽¹⁰⁾、課税の平等⁽¹¹⁾などが、農民については、世襲隸農制の廃止⁽¹²⁾、農民がその身分から離脱することを阻いでいる法律の廃止⁽¹³⁾、領主裁判権の廃止による人格的自由の賦与⁽¹⁴⁾などが述べられている。また自由に関しては、「自然の自由は必要が要求する以上に制限されてはならないという主要な原則から、あらゆる階級から成る公民の力を最大限自由に行使させるという結論が生ずる⁽¹⁵⁾」という原則に基いて、農民の私有地獲得の自由、共有地の分割⁽¹⁶⁾、営業の自由、ツンフトと独占の廃止⁽¹⁷⁾や輸出入の禁止⁽¹⁸⁾などが述べられ、とくに商業において、レッセ・フェールに留意すべきであると説かれている⁽¹⁹⁾。

次に、このような自由と平等とを与えられた「国民を国家行政とより密接に関係させ、国民をより多く国家行政に精通させ、それへの関心をもたせることは、確かに有益であり、必要である⁽²⁰⁾」という理由から、君主制を破壊することのない国民代表制が唱えられる。ハルデンベルクの構想する国民代表制においては、代表者が独自の団体を構成することなく、個々の行政官庁と融合される⁽²¹⁾。すなわち、代表者はシュテンデに基いてでなく、あらゆる身分から選ばれ、内閣から郡庁に配属させられ、内閣や郡長官 *Kreisvorsteher* に対しては諮問的な発言権しか認められない⁽²²⁾。代表者はまた選挙人の指令でなく、自らの知識に従つて行動する⁽²³⁾。彼等に期待される役割は協議し、選挙人に働きかけることによつて、地方的な

特殊性を漸次消滅させ、「全体に単一の国民的な性格を刻印する」⁽²⁴⁾ ことであつた。

以上のような「リガ覚書」の改革思想から、我々はその当時のハルデンベルクの国民代表制の理念について、次のように言うことが出来るであろう。すなわち、「リガ覚書」執筆の際に彼を援助したアルテンシュタインを介してのシュタインの代表理念の影響や⁽²⁵⁾フランス革命の諸原則に対する共感から、ハルデンベルクは国民代表制をプロイセンに導入することを決意して、従来の貴族、市民、農民の三身分の区別に代る平等な公民的原理に基く国民代表制の実施を計画した。しかし、代表者は独自の団体を形成することなく、行政官庁に附属させられ、内閣や郡長官に対しては、諮問的な発言権しか認められず、主として、選挙人に政府の政策を理解させるよう働きかける役割が期待されているなどの点で、「ハルデンベルクにおいては、代表の思想は憲法に好意的な内奥の心術の深みから生じたのでなく、その時々々の政治的考慮というずつと上層の外皮から生じた。国民の代表者の協力という固有の権利でなく、むしろこのような協力の効用のみが、彼の場合、顧慮された」⁽²⁶⁾ (傍点は筆者) といわれるように、彼の構想する国民代表制は、それによつて、国民を国家行政と結びつけ、絶対主義を再強化しようとする政府の統治の道具にすぎないのであり、その究極の目標は十九世紀の立憲主義ではなく、十八世紀の啓蒙絶対主義⁽²⁷⁾であつたのである。

註

(一) シュタインの「ナツソウ覚書」と並んで、プロイセン改革の最も重要な史料である「リガ覚書」は、ハルデンベルクが、ナポレオンの命によつて辞職せねばならなかつた一八〇七年七月に、国王フリードリヒ・ヴィルヘルム三世から、プロイセン国家の将来の再建に關してとるべき政治的処置についての彼の意見を求められ、約二ヶ月の期間を費して、リガで執筆したも

のである。なお執筆の際に、彼は全般にわたつてアルテンシュタインの、財政に關しては、ニーブールの援助を受けている。「リガ覚書」の成立については、Thielen, a. a. O. S. 205 ff. Ernst Walter Zeeden, Hardenberg und der Gedanke einer Volksvertretung in Preussen 1807-1812, Berlin 1940, S. 40. 「リガ覚書」の全文は、Georg Winter (Hrsg.), Die Reorganisation des Preussischen Staates unter Stein

und Hardenberg. Erster Teil, Leipzig 1931 に収録されてゐる。なお中村幹雄「プロイセン税制改革と等族の抵抗」(『歴史研究』〔大阪学芸大〕第一号)に、「リガ覚書」の内容の優れた要約がある。

- (2) Winter, a. a. O. S. 305.
- (3) (4) A. a. O. S. 306.
- (5) (9) A. a. O. S. 313.
- (7) (8) A. a. O. S. 314.
- (6) A. a. O. S. 315.
- (10) (11) A. a. O. S. 314. 但し、地租の平等に関しては、問題の重要性を考へて極めて慎重な調査を必要とする」と述べられてゐる。A. a. O. S. 315.
- (12) (13) A. a. O. S. 317.
- (14) A. a. O. S. 357.
- (15) A. a. O. S. 319.
- (16) A. a. O. S. 317.
- (17) A. a. O. S. 319.
- (18) (19) A. a. O. S. 333.
- (20) (21) (22) (23) A. a. O. S. 318.
- (24) A. a. O. S. 319.

(25) アルテンシュタインは、一八〇七年九月十一日の覚書(Uber die Leitung des Preussischen Staats an S. des Herrn Staatsministers Freiherrn von Hardenberg. Exzellenz)の国民代表制に触れた箇所で、彼の代表理念へのシュタインのその影響を認めており、ハルデンベルクも「リガ覚書」で、アルテンシュタインの国民代表制の理念に賛成してゐる。(A. a. O. S. 406; 318). 但し、シュタインがシュテンデを政府と国民を結びつける強力な手段として高く評価し、上からの決定を国民に課すのでなく、国民をそれへの参与に徐々に教育しようと思つたのに対して、ハルデンベルクは、シュテンデを統治の道具としか考へず、代表を政府の政策に対する国民の信頼を得る手段としか考へなかつた。この意味で「ハルデンベルクはシュタインの真にシュテンデ的な意識に発した思想を誤解もしくは曲解し、それを彼自身に有益と思はれる軌道へと導いた。」(Zeeden, a. a. O. S. 42) と云ふ。

- (26) A. a. O. S. 42.
- (27) Wilhelm Steffens, Hardenberg und die ständische Opposition 1810/1811, Leipzig 1907, S. 58.; Franz Schnabel, Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert, 4. Aufl., Freiburg 1948, Bd. I, S. 459.; 中村前掲論文、六頁。

一八一〇年の財政計画と国民代表制の問題

ハルデンベルクと「国民代表制」の問題について

一八一〇年六月、ハルデンベルクは宰相に任命され、政権を担当することになるが、この時期の彼の国民代表制の構想は、「ハルデンベルクがこのようなもの（すなわち、国民代表制）を提案した場合、彼の動機は……国家が……敗北の打撃に耐え得ないという事実であつた。（国家が）さし迫つた（賠償金の）支払い不能のために滅びるか或いは州を譲渡するか）の選択しか許されなかつたときに、ハルデンベルクはプロイセンの国民代表制の理念をもつて再び登場した。まだ自由に分出来る資産をもつている人々のうちに、国家を救おうとする決意がよび起されねばならなかつた。国家のためにより広範囲のそして自由意志によつて強化された基礎を得ることが意図された」とランケが述べているように、ナポレオンの賠償金の要求とそれによつて生じたプロイセンの財政的危機に発するものであつた。プロイセン国家がこの苦境を切り抜ける唯一の手段は、国民に強制応募金 *Zwangsdarlehen* を課すことであつたが、当時のラント議会に、進んでそれを行つたり、それに相当する提案をすることを期待出来なかつた。⁽³⁾ このような事情から、ハルデンベルクは古きシュテンデをもつてしては、財政改革を実施することは出来ないと考え、新しい、人為的な国民代表制を構想したのであつた。⁽⁴⁾

この時期の彼の国民代表制の構想は、一八一〇年五月二十八日、九月十二日の「財政計画」⁽⁵⁾ (*Finanzplan*; *Finanzplan nach den neueren Erwägungen*) などを通して知ることが出来る。これらにおいて、代表者は国民に政府の政策を伝達、説明することによつて、「愛国心と祖国の救済への情熱を喚起し、目的の達成と資金の調達のために力強く協力」⁽⁶⁾ させることや「地方的感情 *Provinzialismus* を永續化せず、⁽⁷⁾ 国民主義を導入しようとする」政府の政策を援助する役割を果すことが期待されていた。この点で、代表者の機能は、三年前の「リガ覚書」のそれに比べて一層明確に規定されている。また前述したように、「リガ覚書」では、代表者と行政官庁との融合が意図されていたのに対して、一八一〇年の「財政計画」では、代表者が行政官庁と別箇の独立した団体であることが認められている点でも、「財政計画」における国民代表制の理念は「リガ覚書」のそれよりも一層進歩したものであるといえる。しかし、代表者が選挙によつて選ばれ

るのでなく、国王によつて任命せられ⁽¹⁰⁾、国政に影響を及ぼすよりも、むしろ政府の政策を傾聴⁽¹¹⁾して、それを国民に説明する役割を果すべきであると言われている点などで、国民代表制を政府の統治の道具と見做す「リガ覚書」の原則は、三年後の「財政計画」においても、変更されることなく、継承せられたのであった。

このような「財政計画」で意図された国民代表制の実施を含む改革計画を実施しようとしたのが、ハルデンベルクが自ら起草した一八一〇年十月二十七日に発布された「財政勅令」⁽¹²⁾——正しくは、「国家財政及び租税等の新制度に関する勅令」*Edikt über die Finanzen des Staates und die neuen Einrichtungen wegen der Abgaben usw.*——である。

「財政勅令」は、冒頭で国家の福祉と信用の増大のための国王の努力を述べ、フランスの軍税 *Kotribution* の要求の履行が最も緊急の問題⁽¹³⁾であると宣言し、この目的のための税制改革⁽¹⁴⁾——消費税の引き上げと簡素化、地租の均等の割当、營業税の採用、関税の簡素化、印紙税の引き上げ——をとりあげている。この際、改革の全体を貫く原則は、「我々は税制の全体的な改革によつて、我が全王国にわたる平等の原則に従つて、あらゆる税を万人に負担させることを望む⁽¹⁵⁾」と述べられているように、従来の社会の身分的三編成に基いた租税制度に代る国民の負担の平等であり、「法の前での万人の平等、都市と農村、貴族、市民及び農民に対する平等の課税というハルデンベルクの政治的理想は、こゝでは教義的な徹底性をもつて実現された⁽¹⁶⁾」のである。

次いで、国民代表制に関しては、「朕は、諸州においても、全体に対しても、合目的に設立された代表制度を国民に与えることを約束する。その勸告を朕は喜んで用い、そこで、朕は……朕の忠誠なる臣下に、国家及び財政の状態が改善され、その目的のために払われた犠牲は無駄ではなかつたという確信を喜んで与え続けるであろう⁽¹⁷⁾」と、将来の国民代表制の実施が国民に約束されている。

註 (1) Ernst Klein, Von der Reform zur Restauration. Finanzpolitik und Reformgesetzgebung des preussisch-

ハルデンベルクと「国民代表制」の問題について

- en Staatskanzlers Karl August von Hardenberg, Berlin 1965, S. 174. の引用。
- (2) Zeeden, a. a. O. S. 90.
- (3) 当時、クールマルクのラント議会は、政府によつてなされたこれらの要求を拒否してゐる。A. a. O. S. 90.
- (4) A. a. O. S. 91.
- (5) 五月二十八日の「財政計画」の抜萃、九月十二日のそれの全文は、Freiherr vom Stein, Briefe und amtliche Schriften, bearbeitet von Erich Botzenhart, neu herausgegeben von Walther Hubatsch, Stuttgart 1961, Bd. III, S. 370-376; S. 382-388. に収録されてゐる。
- (6) A. a. O. S. 376.
- (7) A. a. O. S. 385.
- (8) 第一章参照。
- (9) Klein, a. a. O. S. 173.; Zeeden, a. a. O. S. 97.
- (10) (11) A. a. O. S. 95.
- (12) 「財政勅令」の抜萃は、E. R. Huber, Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte, Stuttgart 1961, Bd. I (1803-1850), S. 41-3. に収録されてゐる。
- (13) A. a. O. S. 41.
- (14) 税制改革について、A. a. O. S. 41f. 他に、Conrad Bornhak, Die preussische Finanzreform von 1810, in: Forschungen zur brandenburgischen und preussischen Geschichte, Bd. 3 (1890), S. 586 f.; 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会、昭四〇、二二七—二八頁。
- (15) Huber, a. a. O. S. 41f.
- (16) Bornhak, a. a. O. S. 587.
- (17) Huber, a. a. O. S. 42f.

三、シュテンデの反抗

「財政勅令」及びその原則に従つた租税勅令⁽¹⁾が發布されると、それは直ちに、貴族を中心とするシュテンデの全国的な規模での反対運動を呼びおこした。シュテンデの反対運動は、最初は戦争によつて経済的な打撃を受けたリタウエン、東・西プロイセン、シュレージエンを中心に、とくに消費税に反対する経済闘争のかたちをとつたが、間もなく、反対運動の中心は経済的には最も荒廃していたが、貴族が政治的には、比較的進歩的だつたこれらの諸州から、貴族が最大限の憲法上の自治権を保持し、それを最も用心深く守つていたクールマルクへと移動していつた。このように、貴族の反対運動

は二つの異質的な傾向を示している。

その一つは、貴族の境遇の物質的悪化を恐れ、彼等の伝統的な領主としての地位を破壊しようとする社会的な新秩序の試みに反対する闘争⁽²⁾で、「財政勅令」に告示された貴族の免税の廃止やシュタインの「十月勅令」に告示された人格的自由を与えられた農民に私有地を賦与することに反対する。このようないわば経済的な闘争の他に、ハルデンベルクの立法のなかに含まれた政治的な意味をよみとつたより原則的ともいうべき反対運動が存在した。この場合、運動の中心となつたのは、シュテンデが他の州の貴族よりも自治的な権利を制限されることが少かつたといわれるクールマルクのシュテンデ⁽³⁾であつた。

こゝで、「財政勅令」その他のハルデンベルクの立法に含まれた政治的な意味が問題となるが、それらには、次のような政治的な意味が含まれていた。一つは、「財政勅令」で述べられた税制の改革と国民代表制の約束の前提となつていゝる考へである。すなわち、政府はシュテンデの意見を聞くことなしに、国家の政治構造を変える権限をもつという考へである。これは、重要な政治的決定が行われる場合は、ラントシュテンデの伝統的な権利を否定することを意味した。いま一つは、「財政勅令」その他の立法にみられる国民を統一するために、地方的な障害を破壊しようとする考へで、これは貴族の政治権力を永続させる州の自治を破壊することを意味していた。

ハルデンベルクの立法に含まれたこのような政治的な意味をよみとつたクールマルクのシュテンデは、一六五三年にフリードリヒ・ヴィルヘルム選帝侯がラントシュテンデとの間に締結したラント議会協定第十四条——「朕は我が国の盛衰がそれにかかつている重要な問題に関しては、朕の忠誠なるラントシュテンデに予め知らせることなく、またその助言なしには、何事も決議し、着手することを望まない⁽⁴⁾」——を楯にとつて、ハルデンベルクの立法の目指している国制や財政の改革が行われる場合には、予めシュテンデと協議し、契約を締結すべきであるとの理由で、ラントシュテンデの召集を

要求したのであつた。

このようなクールマルクのシュテンデの反対運動に先き立つて、ハルデンベルクは世論を懐柔し、改革に対する国民の支持を得るべく、一八一〇年十二月七日の知事への訓令で、おそくも翌年の一月二十日まで、各身分や官庁から選ばれた有能な人々から成るいわゆる名望家議会 *Notabelversammlung* を召集することを決定しているが、当時ハルデンベルクが名望家議会の選出の方法や役割に関して、どのように考えていたかは一八一〇年九月にシュタインにあてた彼の書簡に示されている。そこで、ハルデンベルクは新たに召集さるべき名望家議会に関して、次のように述べている。「現在のいわゆる等族制の欠陥を数えあげる必要はない。新しい代表制に関して、等族制の支持者たちの意見を求めることは、愚かしさを永びかせるだけであろう。……新しい制度は……政府のみから直接生じるものでなければならぬ。それは上からの歓迎される賜り物として現われねばならない。……それは諮問的のみあり得る。何故なら、さもなければ、君主制的統治形態はそこなわれるであろう。……政府のみが（議会を）召集、解散し、立法を提案する権利をもたねばならぬ⁽⁵⁾」。

このように、ハルデンベルクの構想する名望家議会は伝統的なラントシュテンデとは無関係なものであり、政府によつて一方的に任命される代表者から構成され、決議権をもたず、政府の諮問をうけるだけのものである。名望家に期待される役割は、ハルデンベルクが前述の知事への訓令で、「（政府の）とつた処置が首尾一貫したものであることを（国民に）明らかにし、あらゆる誤解や反問が生じないようにする⁽⁶⁾」と述べているように、「財政勅令」その他の立法によつて呼び起された全国的な動揺を静めることによつて、国民を国家に結びつけ、絶対主義を再強化することであつた。

以上のような性質をもつ名望家議会の召集に対して、クールマルクのシュテンデは、前述したように、一六五三年のラント議会協定に基いて、プロイセンを真に代表するものは伝統的なシュテンデであり、名望家議会の創設のような制度の

変更はシュテンデとの協定によつてのみ行われると主張して、これに抵抗した。この際、クールマルクのシュテンデの指導者として活躍し、シュテンデの主張を思想的に代弁したのが、Lebus 群のグーツヘル、マルヴィッツである。そこで、次にマルヴィッツの政治思想を通してクールマルクのシュテンデの抵抗の支えとなつている思想的根拠を明らかにしたい。

マルヴィッツにとつて、最近二三十年間に企てられた政府の改革の試みは悪魔のしわざであり、ハルデンベルクは伝統的な国制を覆そうとしている危険な革命家であつた。この場合、彼が守ろうとする伝統的な国制とは、大選帝侯に先き立つ時代——シュテンデが選帝侯と政治権力を分ちもつていた時代——のブランデンブルクの国制である。そこでは、シュテンデは国王の自由な家臣なのであつて、盲目的に国王にへつらう臣下ではない。従つて、国制の変化は国王とシュテンデとの協定によつてのみ行われ得る。一八一一年二月十一日にアダム・ミュラーに起草させ、彼自身が署名したハルデンベルクへの覚書⁽⁷⁾では、シュテンデの主張が次のように述べられている。「我々は課税権をもつことを要求はしない。何時、どれだけ（租税が）支払われねばならないかを決定するのは国王と彼の顧問たちの義務である。しかし、我々は公民の最も神聖な犠牲、すなわち国家自体に捧げられる犠牲は……強制された貢納としてでなく、……君主と彼の自由な家臣であり、臣下である我々との間の荣誉ある協定の結果、捧げるといふ真の貴族の権利を要求する。……我々は従来の法や制度の形態の無条件の維持を望むものではないが、契約は契約によつてのみ解消され得る。また疑わしい場合は、常に何世紀もの試練を経てきた現在の状態が優先するという我々の制度の古ヨーロッパ的な精神を維持すること、否、それを復活、蘇生させることを要求するし、要求し続けるであろう。」⁽⁸⁾このような絶対主義国家成立以前の選帝侯とシュテンデの共同統治という二元論的シュテンデ国家観から、マルヴィッツは絶対主義同様、国民代表制をも次に述べるような理由で否定する。「代表されることは、国家におけるすべての個人にとつて正しいことでも有益なことでもない。正しくないというのは、国家は全体の福祉を願わねばならないのに、大部分の個人は、全体の一部であるにもかかわらず、どこに全体の福祉

が存するかについて何の考えももたず、むしろ常に彼等の私的な利益を求めているからである。……有益でないというのは、福祉は大部分の人民の特性である愚鈍と無関心の代表からは生じ得ないのである。むしろ代表されねばならないのは、各階級の生命に魂を吹きこむ内的な原理なのである。⁽⁹⁾

マルヴィッツは彼のいう「内的な原理」は貴族によつて代表されねばならないと考えていた。他の貴族と違つて、彼は貴族が最近数十年間、その精神的な身分意識を失い、この機能をうまく果せなくなつて、これを鋭く意識していた。しかし、彼は貴族の特権を縮小することにでなく、彼等に君主国家において不可欠である「中間的階級」としての彼等の歴史的地位についての責任感をよみ返らすことに救いを求めた。彼は次のように述べている。

「国王と人民との間の眞の媒介的階級は、特権によつて区別された土地所有者或いはシュテンデである。……君主政はこのように区別された媒介的階級なしには、自らを維持することは出来ない。君主政の本質は一人のひとの命令と多数の人々の服従のうちにある。けれども、大衆は服従しないという自然的本能をもつてから、強制的な規制が必要である。……大衆は……媒介者によつてのみ抑制される⁽¹⁰⁾。」このように、彼は貴族に国王と大衆とを媒介する役割を認め、彼等の媒介的権威を確保すべく、統治への参与と免税⁽¹¹⁾とを彼等に要求したのである。

以上に見てきたように、改革立法及び名望家議会召集の問題をめぐつて、フランス革命の平等な公民の原理に基いて絶対主義を強化しようとするハルデンベルクの路線と絶対主義以前の時代の選帝侯とシュテンデの共同統治を復活させようとするマルヴィッツに代表されるクールマルクのシュテンデの路線が真向うから対立することになつた。⁽¹²⁾そこで、この二つの路線の対立が、その後どのような経過を辿り、どのような結果をもたらしたかを知ることが次の課題となる。

註

(1) 「財政勅令」發布の翌日の一八一〇年十月二十八日に、新

消費税と奢侈税に関する勅令が、十一月二日に、「一般營業税の採用に関する勅令」が發布された。佐藤、前掲書、二二八頁。

(2) 例えば Tapanu 郡の所領所有者は、一八一〇年十二月七日に国王及びハルデンベルクに提出した請願書で、次のように述べている。「新しい税制の原理によると、所領所有者の土地は……官房学者の気まぐれで、随意に処分出来る領主のいない所領であると仮定せられねばならない。我々の率直な見解によると、とくに農業を基礎としている国家は、所領所有者に少からぬ役割が属しているような社会から成つてゐる。……全國民が破滅するより、國民の一部が死ぬ方がましだということはいえるかもしれない。しかし、どんな遠大な目的を達成し、どんな身分を庇護するつもりか知らないが、そのために、農業国家の全所領所有者のような極めて声望のある団体を全滅させることは、少くとも前代未聞のことである。」Steffens, a. a. O. S. 27.

四、ハルデンベルクとシュテンデとの闘争

「財政勅令」その他の租税立法が發布されると、クールマルクを中心とした諸州のシュテンデは、首都ベルリンへ選出した代表者を派遣して、これに抗議し、國民を真に代表するものは伝統的なシュテンデであるという理由で、新たに召集される名望家議會にシュテンデの代表者を参加させることを要求した。⁽¹⁾これに対して、ハルデンベルクは、一八一一年一月八日付のラント議會の召集を要求したクールマルクのシュテンデの請願書に対する解答のなかで、シュテンデのラント議會召集の要求を拒否し、名望家議會はラント議會と無関係のもので、その目的は決議することではなく、諮問することにある⁽²⁾という従来の彼の主張を繰り返した。しかし、シュテンデとの交渉が進むにつれて、彼は次第にシュテンデの要求に

(3) 中村、前掲論文、一四頁。

(4) Steffens, a. a. O. S. 25.

(5) Walter M. Simon, The Failure of the Prussian Reform Movement, 1807-1819, New York 1955, p. 62.

(6) Ibid., p. 63.

(7) この覺書の全文は Wilhelm Mommsen (Hrsg.), Deutsche Parteiprogramme, München 1960, S. 17-26. に収録されている。

(8) A. a. O. S. 24.

(9) (10) Simon, op. cit., p. 69.

(11) Ibid., p. 70.

(12) 中村、前掲論文、一〇頁。

屈して、シュテンデとの契約による以外に、国制にかかわるような如何なる計画も実施しないと口頭で言明し⁽³⁾、更に一月十三日付のクールマルクのシュテンデの請願に対する公式の解答で、シュテンデの代表者が個人的、私的に名望家議会のために召集された人々と協議することを認め⁽⁴⁾た。個人的、私的にという条件付きではあつたが、この譲歩によつて、ハルデンベルクは事実上、それまで原則的に否定していたシュテンデの存在を認めることになつた。この結果、ベルリンには、政府の召集した名望家と並んで、シュテンデの代表者⁽⁵⁾が貴族の抵抗を硬化させる一種の圧力団体 Pressure Group として存在し、名望家に圧力を加えることになつた。こうして、ハルデンベルクが改革立法に対する反対を静める手段として考えた名望家議会は、彼の意図に反して、反対運動を指導する貴族と宰相との争いのもととなつたのである。

このような曲折を経て、一八一一年二月二十三日に名望家議会はベルリンで開催された。議員の構成は、ハルデンベルクの貴族に対する譲歩を反映して、総数六四名中、大土地所有者を中心にした貴族が半数に近い三十名を占めており、人的構成の点では、彼が廃止しようと思つた伝統的なシュテンデのそれと大差ないものであつた⁽⁷⁾。

開会の際の演説⁽⁸⁾で、ハルデンベルクは、国王陛下は彼の指令が臣下の眞の福祉のみを目的とし、心ならずも臣下から要求する犠牲は国家の救済と維持のために必要であるという確信を臣下に与えることを望んでおられる。この目的のために、陛下は州及び全体に対する合目的に組織された代表制を国民に与えることを約束された。その際、既存の州シュテンデを召集することは無益であると述べ、他の諸国の到るところで起つている大変革を考へるならば、人間精神の進歩と事態についての變化した意見から生じた原則や制度が採用されねばならないと、上からの改革の必要を説き、さし当つて必要な経済的要求として、營業の自由、都市と農村との完全な同格化、間接税の増大などを挙げた後、名望家の役割に関連して、名望家たちは出身の州に帰つた後、一般の気分には有益な働きかけをし、政府の政策に対する人々の信頼と従順さを確保したものにせねばならない。名望家はまた彼等の出身の州や都市の利益よりも全体の利益を考慮しなければならない

と述べ、クールマルクのシュテンデの要求に対して、間接的に答えている。

開会后、名望家議会は消費税、印紙税、営業の自由、地租、共有地分割などの問題を審議したが、審議自体にも窮屈な拘束が加えられ、彼等は提出された問題についてのみ審議し、「確立された主要原則」について審議することは許されなかつた。⁽⁹⁾ フランス大使マルサンが適切に評したように、「この議会に代表団体の外観を与える全てを避ける配慮がなされている。宰相が全てに対するイニシアティブを留保していた」⁽¹⁰⁾のである。このように、審議はハルデンベルクによつて画された境界の内部で行われ、三月末にひとまず終了した。

ところで、名望家議会の審議が行われている間も、クールマルクのシュテンデは引き続き、ハルデンベルクに対して抗議し、ラント議会の召集を要求し続けた。これに対するハルデンベルクの対応は、この問題を扱つた歴史家シュテフェンスが「辛辣な非難と大きな譲歩の混合」と評したように、シュテンデの要求を厳しく退ける一方、その要求に譲歩を重ねていった。すなわち、一八一一年初頭、クールマルクのシュテンデの三人の代表者——v. Panwitz, v. Arnim 及び v. Wilknitz——が宰相にあてた書簡で、ラント議会の長期の延期による行政の混乱を理由に、ラント議会の召集を請願したのに対して、ハルデンベルクは口頭でこれを約束し、次いで文書による確認を要求したクールマルクの数郡の請願に対して、六月十四日に発布された勅令で、代表制に関して、「朕が……国民に自由な賜物としての代表制を与えようと思う場合、それは如何なる身分も如何なる利害も排除せず、それらを過大にも過小にも評価しないという原則に発するものである」⁽¹¹⁾と国王にシュテンデの要求を否定させる一方、「宰相がクールマルクの数人の代表者に対して行つた口頭の約束に従つて、事情がそれを許す場合には、ラント議会は召集されるであろう」⁽¹²⁾(傍点は筆者)と、条件付きではあるが、国王にラント議会召集を承認させた。さらに、マルヴィッツが六月十日に国王に提出した「レーブス―ベースコウ―シュトルコウシュテンデの請願」Fingabe der Lebus = Beeskow = Storkowschen Stände と呼ばれる請願書で、一八一〇年十

月の諸立法は貴族の合法的に保証された権利を侵害した。これらの立法における代表議会の約束は、代表制度は既に州シュテンデというかたちで、プロイセンに存在しているのだから筋違いであると代表制設置に反対し、「我々は……合法的に獲得され、確立された特権を放棄した訳ではなく、その反対に、陛下が公共の福祉に反するようにはみえる我々の特権に関して、我々と新しい契約をとりきめ、それによつてそれらを除去するにふさわしいと考えられる時期までは、我々の特権は依然として有効であることを明かにしたいと願う⁽¹³⁾」と主張したのに対して、ハルデンベルクはもしもマルヴィッツの要求が認められるならば、「大選帝侯以来のプロイセンの光榮ある支配者たちによつてなされてきた全てのことが、事実上、無効になるであろう」と考え、マルヴィッツと署名者リストの冒頭に署名したフィンケンシュタインの両名を禁固刑に処したのであつた。しかし、このような強硬手段に訴える一方、国王に穀物価格の地方的、州的な差異を理由に、全国に均一の租税を課すことは不当であるという主旨の閣令(一八一一年六月十八日)を發布させ、これによつて、マルヴィッツが守ろうとした州分権主義を公式に擁護し、次いで一八一一年九月七日の「国家財政と課税制度に関する勅令」*Fernerweites Edikt über die Finanzen des Staats und das Abgaben-System* ⁽¹⁴⁾では、地租改正と貴族の地租免除の廃止を脱落させることによつて、彼の構想する代表制度の基礎となつている平等の公民的原理を崩し、事実上、彼の改革運動の将来を致命的に掘り崩してしまふほどの譲歩を貴族に対して行つたのである。⁽¹⁵⁾

註

(1) シュテンデの指導者である貴族は、国民議会在州シュテンデの拡大された別形である場合にのみそれに同意した。Simon, *op. cit.*, p. 64.

(2) (3) (4) Steffens, a. a. O. S. 40. (6) 議会の構成メンバーはシュテフェンスによると、大土地所有者十八人、州政庁の役人八人、大都市の代表四人、小都市の代表九人、小土地所有者乃至小作人八人、更に州政庁の役人二

(5) ベルリンで、とくに熱心に活躍した代表者十五人もしくは

人、ベルリン市長、司法参事官(Justizrat)二人、貴族十二人が追加され、総計六四名となる。なおポルンハクによると議員の総数は五四名(Bornhak, a. a. O. S. 690)であるが、シュテフェンスは、ポルンハクの挙げた数字は議会の最終的構成のそれではないと述べている。Steffens, a. a. O. S. 53.

(7) Hans Hausherr, Hardenberg. Eine politische Biographie, 2. durchgesehene Aufl., Köln 1965, III. Teil, S. 270.

(8) ハルデンベルクの演説の要旨は、Leopold von Ranke, Hardenberg und die Geschichte des preussischen Staates von 1793-1813, 2. Aufl., Leipzig 1880, Bd. 3, S. 173 ff.; Steffens, a. a. O. S. 59 ff. 参照。

(9) 例えば新しい租税に関して、名望家はその部分的な修正については発議することを許されたが、その廃止を発議することは許されなかった。Klein, a. a. O. S. 178.

五、結 論

一八一一年の名望家議会召集前後のハルデンベルクとクールマルクのシュテンデとの闘争は以上のような経過を辿り、国民代表制についてのハルデンベルクの構想は十分実現されなかつた。ここでハルデンベルクの国民代表制の理念と彼の創造した名望家議会が、プロイセンの憲法史の上で占める意義について、若干の感想を記して結びとしたい。

ハルデンベルクが国民代表制を媒介にして、国家と国民とを結びつけることによつて、ナショナリズムの促進を計つたこと、従来の貴族、市民、農民の三身分の区別に代る全ての身分を平等視する公民の理念や代表者は選挙人の指令に拘束

(10) Steffens, a. a. O. S. 64.

(11) (12) A. a. O. S. 81.

(13) Simon, op. cit., p. 78.

(14) 中村、前掲論文、一六頁。

(15) ハルデンベルクの貴族に対するこのような譲歩の原因の一つとして、ハルデンベルクの外交官的な性格が挙げられよう。外交の技術を内政の問題の処理にもちこむ傾向の強かつたハルデンベルクは抵抗に出会つたときは、それに打ち勝とうとするよりもしばしばそれを回避しようとし、反対派と妥協し、全ての者と穏便にやうやくするために、しばしば最良の原則を犠牲にしたといわれている。Robert Stein, Die Umwandlung der Agrarverfassung Ostpreussens durch die Reform des neunzehnten Jahrhunderts, Königsberg 1933, Bd. II, S. 163.

されないという主張は、代議制の根本前提をなす極めて近代的な思想であり、彼の批判者をも含めた当時の改革者たちと共通する見解であつた。しかし、前述したように、彼の外交官的性格は⁽¹⁾シュテンデの抵抗に直面したとき、彼自身の理念と矛盾する譲歩をする結果をもたらした。

しかし、このような性格以上に、以後のプロイセンの議会政治の発展を停滞させたのは、彼の代表制の理念であつた。しばしば指摘してきたように、国民代表制の究極の目的は、彼の場合、絶対主義国家の再強化にあつたのであり、官僚が任命された代表者に対して優位を占めたヴェストファーレン型の憲法が彼の改革の模範⁽²⁾であり、国民代表制はこの目的のための道具という専ら効用的な観点から構想されたのである。ハルデンベルクは当時国王にあてた書簡で、「民衆の動揺しがちで、不確かな判断を顧慮することなく行動することが政治家の義務である⁽³⁾」と述べているが、このような考えは民衆の代表を顧慮することなく、統治すること⁽⁴⁾を意味する。彼の創造した名望家議會は、絶対主義的原理と立憲主義的原理という二つの両立し難い原理を強引に統一した半議会的なこしらえものにすぎなかつた。また議會を構成した名望家も、一部の官僚を別にすれば、大部分とくに貴族は自己の属している階級や州の特殊利益を主張するに急で、国民的な視野をもたなかつたのである⁽⁴⁾。従つて、ハルデンベルクの創造した名望家議會は近代的な代表制へのある程度の接近を意味したとしても、プロイセンにおける継続的な憲法の発展の出発点とはならなかつた。この結果、以後、プロイセンでは、国民の代表でなく、官僚が国家の改革を担つていくことになるのである⁽⁵⁾。

註

- (1) 第四章註一五参照。
- (2) Zee den, a. a. O. S. 124.
- (3) A. a. O. S. 162.
- (4) Steffens, a. a. O. S. 70.
- (5) E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Stuttgart 1957, Bd. 1, S. 300.
〔付記〕本稿の作成の際に、国会図書館の熊田淳美氏、山口大学の及川順氏に、文献に関して色々御配慮頂いた。ここに記して心から御礼申し上げます。